

オフィス及び会議時の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防として講じるべき具体的な対策を下記の通り定める。

1. 健康確保

- ・体調の思わしくない者は、休業手当や特別休暇の措置を考える。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、ただちに帰宅し、自宅待機とする。
- ・発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認したうえで、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針^{注1}などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を考える。

注1 新型コロナウイルス情報 企業と個人に求められる対策 日本渡航医学会 産業保健委員会／日本産業衛生学会 海外勤務健康管理研究会 作成

<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19info0420koukai.pdf>

2. 勤務

- ・始業時、休憩後等に定期的な手洗いを徹底する。
- ・勤務中のマスク着用の励行。
- ・1時間に2回以上、窓を開け換気する。
- ・他の人と十分な距離をとる。(出来るだけ2メートル。最低1メートル。)
- ・他人と共用する物品や手が触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないようにする。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。
- ・会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- ・総会、理事会等については、事前の議決権行使を促すことなどにより、来場者のない形での開催も検討する。
- ・会議を対面で行う場合、マスクを着用し、喚気に留意する。また、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど近距離や対面にすわらないように工夫する。
- ・対面の社外の会議やイベントなどについては、参加の必要性をよく検討したうえで、参

加する場合は、最少人数とし、マスクを着用する。

3. 設備・器具

・ドアノブ、電気のスイッチ、エレベーターの操作盤、ごみ箱、電話、共有のテーブル・椅子、電気のスイッチ、エアコンのリモコン、水道の蛇口などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。

4. 感染者が確認された場合の対応

① 従業員の感染が確認された場合

・保健所、医療機関の指示に従う。

港区内の企業等において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際には、「みなと保健所」が感染症法に基づく積極的疫学調査を実施。患者の所在地が港区外の場合には、患者が所在する自治体の保健所から依頼を受け、調査を行う。この調査に関するみなと保健所の対応については、下記参照。

<https://www.city.minato.tokyo.jp/hokenyobou/documents/kigyou.pdf>

・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。発症者や濃厚接触者の行動歴から、手指等の接触場所の洗い出しを行い、消毒すべき場所を特定する。

消毒場所としては、感染者が、最終入社日および前2日間に15分以上の使用があった場所や濃厚接触者の手指がよく触れた場所（机・椅子など）や共用場所（トイレ、ドアノブ、電気のスイッチ、エレベーターの操作盤、ごみ箱、電話、共有のテーブル・椅子、各種スイッチ、エアコンのリモコン、水道の蛇口等）を消毒（清拭）することが望ましい。消毒の方法は保健所が指導するが、次の通りである。アルコール消毒液（70%~80%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）等の消毒液を含ませたペーパータオル等で一方向に拭き、その後（アルコールの場合は）から拭き。次亜鉛素酸ナトリウムは金属腐食性があるので、金属に使用した場合にはから拭きでなく、念入りに水拭きをする事。消毒の際は適切な個人保護具（マスク、手袋等）を用いること。

・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

・オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実体に応じた検討を行うものとする。

② 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の従業員で感染が確認された場合

・保険所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

③ 従業員が保健所の調査で濃厚接触者と判断された場合。

・濃厚接触者と判断された場合は、保健所から「14日間の健康観察」が求められる。

- ・上記「14日間の健康観察」期間は手指衛生や咳エチケットの徹底、及び健康状態に注意を払い、不要不急の外出を控え、やむをえず移動する際にも、公共交通機関の利用は避ける事。

- ・上記「14日間の健康観察」期間は基本的には自宅待機とすることが望ましいが、業務の性質上出社が必要な場合は、上記の感染予防対応を徹底させた上で、出社の可否を検討する事。

④ 従業員の同居家族が感染した場合

- ・従業員から会社へ：「従業員本人が濃厚接触者と判定されたか、されなかったか」と「保健所から伝えられた内容」を職場に報告。

- ・企業側の対応：上記の内容の報告を従業員に求める。症状が出ていない場合でも、2週間はリモートワークを指定する事が好ましい。

5. その他

- ・総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。

参考

日本経済団体連合会 オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.html

厚生労働省新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html